

江南市公立保育園民営化ガイドライン

江南市 健康福祉部 児童課

平成 19 年 7 月

ガイドライン作成にあたって

近年、共働き家庭の増加や核家族化の進行の中で、多様な保育ニーズへの対応が求められており、現在、平成17年3月に策定した次世代育成支援行動計画に基づき保育サービスの充実を図っております。

一方本市の厳しい財政事情の中、効率的な保育園の運営が求められております。

公立保育園の民営化の実施にあたっては、対象園の保護者の皆さんのさまざまなご心配、懸念に対する的確な説明と話し合いを行うとともに、広く市民の皆さんに対する十分な情報提供を行うことが大切であると認識しております。

市としては、このような状況を踏まえ、市が民営化を行う場合の一定の基準「ガイドライン」を作成していくことが必要であると考えました。

このことは、市民の皆さんへの説明責任を果たすとともに、市の考え方を事業者を示していくことで、より良い事業者の参入を促すことになるとも考えています。

このガイドラインは、保育園の保護者、民生児童委員、教育関係者、学識経験者等の方から広く意見をいただくことが重要であると考え、「江南市保育問題審議会」で協議し、市の責任により、このガイドラインを作成し、保護者の皆さんのご意見を伺い進めてまいります。

江南市 健康福祉部 児童課

民営化の基本的な考え方

- 1．長時間の延長保育・休日保育等の新たな保育ニーズへ積極的に対応する
- 2．市の保育サービス全体の活性化を図り、質の向上を図る
- 3．保育サービス施設運営の効率化を図る

ガイドラインの位置付け

1 ガイドラインの性格

このガイドラインは、本市の公立保育園の民営化を行っていく場合の基本となるルール、基準であり、より良い民営化を実施するための基本的な指針となるものです。

2 ガイドラインの目的

このガイドラインは、市が自ら民営化への基準を定め、市民・事業者に広く示すことにより、民営化に対する保護者の不安を解消して円滑な移行を図るとともに、より良い事業者の参入を促すことを目的としています。

ガイドラインの内容

1 民営化対象園の選定

市は民営化により長時間の延長保育、休日保育、障害児保育等の特別保育事業や0歳児保育の対象児拡大を予定しています。

したがって、民営化対象園を決定する際には、保育園の状況、事業の継続性・効果を考慮し、特別保育事業等の実施が見込まれる保育園を選定します。

具体的な実施園の選定にあたっては、以下の点を重視し、総合的に判断して決定します。

保育園が小学校区内に1園しかない。（2園以上ある場合は、今後を見据えた統廃合の条件となる）

(1)【保育園の状況を考慮する条件】

運営の効率化のため、比較的大きい園である。

数年間において園児の増加が見受けられる園である。

延長保育の希望者が多い園である。

0歳児保育を実施している園である。

(2)【次世代育成支援行動計画の推進に必要な条件】

休日保育の実施が可能である。

延長保育を実施している。

子育て相談窓口、子育て親子の交流（園庭開放、ほほえみ広場）を実施している。

2 対象園の発表と説明会の実施

対象園の発表は、対象園の保護者だけでなく広く市民に行うこととし、対象園や他園の保護者が他の公立保育園や民営化対象園を選択できるよう周知するため一定期間を確保し、発表後対象園の保護者に対し説明会を実施します。

3 民営化の手法

公立保育園を民営化するにあたっては、財政的な効果と、事業運営の柔軟性や保育内容の創意工夫により保育サービスの向上を目指すため、指定管理者制度により行います。

4 運営主体

運営主体は、保育サービスの質を確保し向上が期待できる事業者と考え、認可保育園及び幼稚園の運営の実績のある事業者とします。

5 事業者の公募

より優良な事業者を確保するために、公募の範囲は、東海4県とします。多くの事業者に公募情報が届くような広報手段を用い、1か月程度の応募期間を確保します。

また、ガイドラインに添った募集要項を作成し、対象園保護者にも公開します。

6 事業者の選定

(1)選定の基準

公立保育園の保育水準を満たし、保育の質を維持・向上できる事業者を選定したいと考えています。そのためには、事業の継続性や安定性等とともに、保育園運営上の内容を中心とした審査を行い、優良な事業者を選定します。

選定にあたっては、以下の点を重視します。

児童福祉の理念・公共性・公益性を持ち、市の保育行政をよく理解し積極的に協力する事業者であること。

経営責任者や園長候補者等と面接を行うとともに、経営状況、継続性、安定性、透明性の運営体制を確認します。

子ども本来の発達・育ちを重視し、子どもを中心とした良い保育等を実施していること。

事業者が現に行っている保育等を実地調査するとともに、連絡帳や保育日誌等、日々の保育状況を把握できる資料を確認します。また、保護者の希望がどこまで確保できるかを確認します。

質の高い職員が確保されること。

事業者職員の人数や配置予定職員の年齢・経験年数のバランスを注視するとともに、職員の雇用形態・定着の度合いを確認します。

職員の人材育成や園運営への職員参加がなされていること。

研修や職員会議等に関する記録・実績を確認します。

その他、市の保育水準の「給食の自園での調理」、「公立保育園と同等のアレルギー対応」、「地域子育て支援の実施」等も選定条件とします。

これら選考の際に重視すべき項目の内容については、対象園保護者の意見・要望を考慮していきます。

(2)選定委員会

市は、事業者の選定にあたって、学識経験者や保育園保護者等で組織する選定委員会を設置します。

(3)事業者の発表

決定事業者の発表から実施まで1年の期間を確保します。

発表は、対象園の保護者だけでなく広く市民に行うこととし、対象園や他園の保護者が他の公立保育園や民営化対象園を選択できるよう周知します。

また、事業者決定後、他の公立保育園への転園を希望する在園児の保護者について、他の保護者との公平性を損なわない範囲で配慮します。

7 円滑な引継ぎ

(1)準備期間

移行のための準備期間として1年程度を確保し、事業者の引継体制や保護者の理解を得る等、十分な準備ができるように進めていきます。

(2)保育内容の引継ぎ

保護者の意見・要望を伺いながら、現在の公立保育園の保育内容を前提に引継ぎを行います。

(3)保護者・事業者・市の三者による話し合いの場の設置

円滑な引継ぎを行うためには、保護者・事業者職員・市の信頼関係が大切なことから、事業者の決定後、速やかに、保護者・事業者・市の三者による話し合いの場を設置します。

また、事業者職員と公立保育園職員の両者が良いチームワークをつくり、円滑な移行への意識づくりを行うため、互いに交流する機会を設けます。

(4)合同保育の実施

移行の際には、保育士等の職員が入替わること等による保育環境の変化が子どもに及ぼす影響を最小限にする必要があります。

そのために、子どもたちが新しい保育士に早く慣れるとともに、事業者の保育士も子どもたちに慣れるよう、移行のための準備期間中に市職員と事業者職員が合同で保育にあたる期間を設け、個々の子どもの様子などの把握に努め、きめ細かく対応しながら引継ぎを行っていきます。

合同保育の期間は3～6か月を目安としますが、その期間については対象園の状況を踏まえ、保護者・事業者・市で協議のうえ決定していきます。

また、合同保育期間については、市は事業者と業務委託契約を締結し、委託料を支出します。

(5)引継ぎ過程における市の支援

移行準備期間や合同保育期間において、事業者職員の公立保育園への派遣や人材育成のための研修、職員の雇用が無理なくできるよう、必要な支援を行います。

(6)市による進行管理等

事業者の職員配置、研修、また、合同保育期間における職員配置の管理を行います。引継ぎが計画どおりに実施されているか逐次進行管理を行うとともに、問題が生じた場合には調整に入り、必要な改善・指導を行います。

8 移行後の市の責任

(1)移行後における保護者・事業者・市の三者による話合いの場の設置と苦情解決の体制

移行後についても引き続き保護者・事業者・市との三者において、定期的な話合いの場を設置します。

保護者と園において問題が生じた場合には、その場において解決に努力します。

また、苦情解決の仕組みとして、中立・公正な第三者の立場から助言を行う民生児童委員による現在の「第三者委員」で対応します。

(2)移行後の保育内容の確認等

引継ぎ過程での保護者・事業者・市の話合いの結果、決定した事項を、確実に事業者に履行させ、また、市は事業者による保育内容を逐次確認するとともに、運営に関する問題が生じた場合には調整に入り、必要な改善・指導を行います。

(3)民営化園の評価と情報の公開

移行後における保育内容についての保護者アンケート等を市が実施し、事業者の運営状況を評価します。この評価はインターネット等で広く公開するものとし、情報の開示に努めていきます。

今後の公立保育園のあり方

女性の就労率の上昇や核家族化が進む中、入園率は増加していますが、学齢前児童数は、年々減少傾向にあります。将来的に園児数の減少が生じてきた場合においては、本市の地理的な状況から見て1km以内で隣接した保育園もあることから、効率的な保育園の運営をするうえにおいて、保育園の統廃合を考えて行く必要があります。

・保育園入園児童数の推計

(各年度4月現在の児童数を推計)

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
児童数	1,811	1,768	1,737	1,716	1,706	1,743	1,760	1,719	1,683	1,661